

産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 産科医等育成・確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域でお産を支える産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対し分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 産科医等確保支援事業

ア 分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所が、分娩を取り扱う産科医等に対して分娩手当を支給する事業

イ アの事業に対して市町が行う補助事業

(2) 産科医等育成支援事業

産婦人科専門医の取得を目的として研修を受けている医師（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関が、産科専攻医に対して研修医手当を支給する事業

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 産科医等確保支援事業

(ア) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、市町が補助しない場合には、(イ)により選定された額に3分の1

を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 産科医等育成支援事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 産科医等確保支援事業	1 分娩当たり 10,000 円 ただし、以下の条件を満たす場合 1 分娩当たり 20,000 円 (条件) 産科医等への分娩手当支給額(令和2年3月末時点)を、市町が補助する場合は5,000円以上、市町が補助しない場合は3,333円以上増額すること。 ただし、産科医への分娩手当支給額を増額している場合に限る。	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当(分娩手当等)
(2) 産科医等育成支援事業	研修医1人1月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当等)

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 医療機関が実施する事業(市町が補助する事業を除く。)

ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- エ 事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- カ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- キ 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 市町が補助する事業

- ア (1)のア、イ、ウ、エ及びオに掲げる条件
- イ 市町は、県から概算払により補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく補助事業者に交付しなければならない。
- ウ 市町は、補助金を交付する場合には、補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。
 - (ア) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするには、市町長の承認を受けなければならない。
 - (イ) (1)イからエ及びキに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)イからエ中「知事」とあるのは「市町長」（一部事務組合長を含む。以下同じ。）と読み替えるものとする。
 - (ウ) 補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第3により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町に返還しなければならない。
- エ ウにより付した条件に基づき市町長が承認をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、様式第1による申請書に関係書類を添えて、知事が指定する日までに県に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、様式第2による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第5条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第8条及び第10条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- この要綱は、平成 21 年 6 月 15 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- この要綱は、平成 26 年 12 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- この要綱は、平成 28 年 1 月 6 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- この要綱は、平成 28 年 8 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- この要綱は、平成 29 年 8 月 10 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- この要綱は、平成 30 年 9 月 14 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、適用する。
- この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1

令和 年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者住所

補助事業者名

令和 度産科医等育成・確保支援事業補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- | | | | | |
|---|------------------------------------|---------|---|-------------|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 | |
| 2 | 産科医等確保支援事業所要額調書 | (別紙1) | | } ※該当するもののみ |
| 3 | 産科医等確保支援事業所要額明細書 | (別紙1-2) | | |
| 4 | 産科医等育成支援事業所要額調書 | (別紙2) | | |
| 5 | 産科医等育成支援事業所要額明細書 | (別紙2-2) | | |
| 6 | 歳入歳出予算(見込)書の抄本 | | | |
| | (当該補助事業の支出予定額を備考欄等に記入すること) | | | |
| 7 | 就業規則等の写し(分娩手当又は研修医手当の額等が記載されている箇所) | | | |

様式第 2

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者住所

補助事業者名

令和 年度産科医等育成・確保支援事業補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた令和 年度産科医等育成・確保支援事業補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 円
 - 2 産科医等確保支援事業所要額精算書 (別紙 3)
 - 3 産科医等確保支援事業支出済額明細書 (別紙 3-2)
 - 4 分娩手当支給実績(支給対象者別) (別紙 3-3)
 - 5 分娩手当支給実績(月日別) (別紙 3-4)
 - 6 産科医等育成支援事業所要額精算書 (別紙 4)
 - 7 産科医等育成支援事業支出済額明細書 (別紙 4-2)
 - 8 歳入歳出決算(見込)書の抄本
(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること)
 - 9 その他参考となるべき資料
- ※該当するもののみ

様式第 3

番 号
年 月 日

香川県知事 殿
市町長 殿

補助事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた産科医等育成・確保支援事業補助金
について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第
15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（要返納相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等